

消費税率の改定時に軽減税率制度が実施される際の小売価格（牛肉参考）

平成 30 年 2 月 川島町学校給食センター

※軽減税率制度とは？

- ・平成 31 年 10 月 1 日の消費税率 10% への引き上げと同時に実施されるもので、生活に欠かせない「飲食料品」及び「新聞」については、従来の 8% の率のままに据え置く措置。

■仮定

肉用牛生産農家が、1 頭あたり税別 30 万円の子牛を購入し、1 頭あたり税別 20 万円の飼料代を使用して育てた牛を、税別 80 万円で家畜商へ売却、そこから加工業者等を経て牛肉を仕入れた小売店が 100 g 当たり税別 500 円で販売したとし、利益はいずれも同じと仮定する。

1 消費税率改定前

- ・農家 子牛代 $300 \text{ 千円} \times 1.08 = 324 \text{ 千円}$ 飼料代 $200 \text{ 千円} \times 1.08 = 216 \text{ 千円}$
(農家の利益 $800 \text{ 千円} - 324 \text{ 千円} - 216 \text{ 千円} = 260 \text{ 千円}$)
- ・家畜商 $800 \text{ 千円} \times 1.08 = 864 \text{ 千円}$ で購入
- ・小売店 $500 \text{ 円} \times 1.08 = 540 \text{ 円}$

2 消費税率改定後（軽減税率制度実施）

- ・農家 子牛代 $300 \text{ 千円} \times 1.10 = 330 \text{ 千円}$ 飼料代 $200 \text{ 千円} \times 1.10 = 220 \text{ 千円}$
(農家の利益を 260 千円とすると $330 \text{ 千円} + 220 \text{ 千円} + 260 \text{ 千円} = 810 \text{ 千円}$ で販売する)
- ・家畜商 $810 \text{ 千円} \times 1.10 = 891 \text{ 千円}$ ($891 \text{ 千円} \div 864 \text{ 千円} = 1.03$ 倍で購入することになる)
- ・小売店が 1.03 倍で仕入れ、500 円の 1.03 倍で販売すると $500 \times 1.03 = 515 \text{ 円}$ $515 \text{ 円} \times 1.08 = 556.2 \text{ 円}$

■結論

$$556.2 \text{ 円} \div 540 \text{ 円} = 1.03$$

軽減税率制度により、消費者が購入する際 8% の消費税率であっても、支払額は 1.03 倍になる。(3% の値上がり)

主食・牛乳代金の比較

(単価：税別)

品 目	平成21年度(下期)	平成29年度(下期)	上 昇 率	備 考
ごはん (白飯 70g)	43.16円	46.15円	6.9% (税込 10.0%)	コシヒカリ使用 (平成28年度～)
パン (コッペパン 50g)	37.70円	40.44円	7.3% (税込 10.3%)	
めん (地粉うどん 80g)	41.66円	45.14円	8.4% (税込 11.5%)	
牛 乳 (紙容器 200cc)	42.02円	48.05円	14.4% (税込 17.6%)	

※ 現在の給食費(小学校 4,000円、中学校 4,900円)は、平成21年4月から。

※ ごはんのグラム数は精米重量、パン・めんのグラム数は小麦粉の重量。

※ 平成26年4月、消費税率が5%から8%に引き上げられた。(給食費は据え置き)

※ 上昇率欄の税込の率は、平成21年度当時の消費税率5%と現在の8%の率をそれぞれの単価に乗じた額で比較。